

平成 28 年 6 月 7 日

居宅介護支援事業所 御中

岩国市介護保険課

居宅介護支援事業におけるモニタリングに係る
「特段の事情」の取り扱いについて

平素から、岩国市の介護保険事業に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、居宅介護支援事業に係るモニタリングについては、特段の事情がない限り、少なくとも 1 月に 1 回は利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、かつ、モニタリングの結果を記録することとなっています。

この場合「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれません。

岩国市では、「特段の事情」の取り扱いについて次のとおりとしますので、ご確認をお願いします。

記

1 特段の事情の範囲について

岩国市における「特段の事情」に該当する場合は次のとおりとします。

- ① 利用者が月の途中で緊急入院し、居宅で面接ができなかった場合
- ② 利用者がショートステイを 1 月を超えて利用しているため、居宅で面接できなかった場合
- ③ 利用者が月途中で死亡した場合
- ④ その他岩国市が認める場合

2 運営基準減算

「特段の事情」がなく、月 1 回の利用者の居宅を訪問し、利用者にモニタリングを行っていない場合は運営基準減算となります。

事業者が独自で「特段の事情」と判断した場合で、「特段の事情」に当たらない事例と判明した場合には、不適切な給付として返還を求めることがあります。

3 モニタリング結果の記録について

「特段の事情」がある場合には、その具体的な内容を記録しておくことが必要です。この記録がない場合には運営基準減算の対象となります。

「特段の事情」に該当する場合であっても、施設等訪問し本人に面接したり、家族に居宅訪問の上面接するなどして利用者の状態を把握し、その結果を詳細に記録してください。

4 その他

標記以外の件で、個々に判断が分かれるような場合は、介護保険課給付班までお問い合わせください。誤って不適切な給付が行われていた場合には、返還を求める場合があります。

問い合わせ先

〒740-8585 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

岩国市 健康福祉部 介護保険課 給付班

TEL 0827-29-2544